



1. はじめに♪

 皆さんこんにちは。知的財産の「永遠の吟遊詩人 (!)」こと弁理士の中川^{きよむね}淨宗です。

知的財産法の保護対象シリーズとして、これまでに「発明」(特許法)、「考案」(実用新案法)、「意匠」(意匠法)、そして「商標」(商標法)について、お話ししてきました。

 今回は、その最終回になる「著作権法」の保護対象ですね。

^{のりお} 法雄さんとはしばらくお会いできなくなると、少し寂しいです。

 オッ！ そう言われると何だかうれしいですな、知明^{ちあき}さん。

著作権法は、実演、レコード、放送なども保護していますが、今回はその代表的な保護対象である「著作物」について説明していただけるのですな。

図1 著作物の要件

- ① **思想**または**感情**が含まれていること
- ② **創作性**があること
- ③ **表現**されていること
- ④ **文芸、学術、美術**または**音楽**の範囲に属すること

 さて、著作物も、発明から商標までと同様に、著作権法にその定義があります(2条1項1号)。

図1のように、著作物は、4つの要件から構成されています。この4つの要件を全て満たさないと、著作権法上の著作物には該当しませんよ。

2. 思想や感情が含まれること♪

 第1の要件は、「思想」や「感情」が含まれていることです。

少し難しく聞こえるかもしれませんが、思想とは**考え**のこと、感情とは**気持ち**のことだと思ってください。

また、思想と感情を分ける必要もありません。つまり、**広く人の精神的な活動**のことを指しているのです。

 ということは、「人」が作り出したものでなければ、思想や感情が含まれていませんから、著作物ではないということになりますな。

ですから、植物、動物、鉱石といった「自然物」、つまり人の手が加わっていない自然界に存在するものは、著作物とはいえません。

 それに、「ダイヤモンドは世界で最も硬い鉱石である」といった「**事実**」も、思想や感情が入り込めないで、著作物とはいえませんね。

 もちろん、花を素材にした生け花や歴史的な事件を題材にした歴史小説のように、自然物や事実を材料にした作品は著作物になり得ます。

しかしながら、自然物や事実それ自体は、著作物ではないのです。

 そして、人間以外が作り出したものも、人の精神的な活動によって作られたものではありません。

例えば、絵を描くチンパンジーがTVの動物番組に出演することがありますが、そういった「動物」が作ったものは著作物とはいえません。

 そうすると、ソフトウェアが自動的に作曲した音楽のように、「コンピュータ」が作ったものも、著作物とはいえなくなります。

コンピュータも日々進化していますから。うちの会社も、人工知能(AI)による社員の業績の判定を検討していて、私も戦々恐々としています。

まず、仕事中にグラビアを読むのはやめましょうよ……。

ただ、人が作ったものであっても、思想や感情が含まれないものがあります。まず、人が「無意識」の状態で作ったものです。例えば、撮影者が不意にシャッターを切って撮影した写真は、著作物とはいえません。

それに、市販されている紋切り型の請求書や領収書のように、書類の「定型的な様式」も、確かに人が作ったものですが、思想や感情が表されているものではありませんから、著作物とはいえません。

事例としては、名古屋地方裁判所の平成12年10月18日の判決「自動車部品データ事件」があります。図2に抜粋したような自動車部品に関する生産流通状況の調査結果をマトリックス形式で記載したデータは、納入先の自動車メーカーごとの調達量、調達先の自動車部品メーカーの名称・調達量・シェアといったデータをまとめたものであり、それらは客観的な事実そのものであって、思想や感情が表現されたものではないと判断しています。

3. 創作性があること

第2の要件は、「創作性」があることです。創作性とは、作品に「個性」が表れていることです。よって、芸術性の有無といった作品のレベルの高低は、問題になりません。

例えば、図3の地図を見て、どのように思われますか？ 一見すると、とてもシンプルな地図に見えますね。

しかし、東京地方裁判所の平成13年1月23日の判決「ふいーどわーく多摩事件」では、近藤勇の胸像などを実物に近い形にしながら適宜省略し、デフォルメした形で描いた点に創作性が認められると判断しています。

レベルの高低を問わないなら、創作性の有無を判断する際に、作者が、プロかアマか、大人か子どもかといったことは、問題にならないということになりますね。

それに、作品の分量も、直接的には問題になりません。

一般に、俳句のような分量の少ない作品は、それだけ個性が表れにくいかもしれませんが、個性が絶対に表れないとまではいえません。

確か、東京地方裁判所の平成13年5月30日の判決「交通標語事件」も、「ボク安心 ママの膝よりチャイルドシート」という標語について、作者の個性が十分に発揮されていると判断していますよね。

もっとも、創作性を備えていることが必要とされるのは、あくまでも表現についてであって、その内容についてはありません。

例えば、画期的な風邪の特効薬を開発したとしても、直ちにその特効薬の論文が著作物になるのではなく、その論文の表現に創作性があることで、初めて著作物になるわけです。

でも先生、人間が作ったにもかかわらず、個性が表れないものなどあるのでしょうか？

実は、そのようなものの例として、他の作品を忠実に再現したものと、ありふれた表現があります。

前者の例としては、画集に掲載するために、絵画を正確に撮影した写真が挙げられます。

図3 ふいーどわーく多摩事件(1)

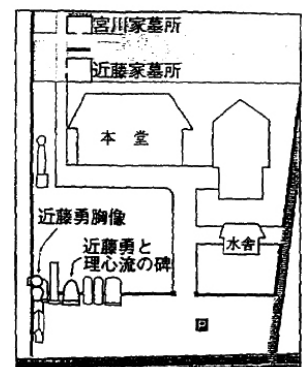


図2 自動車部品データ事件
エンジンブロックのカーメーカー別調達状況

(単位：調達量千台分/月、シェア%)

カーメーカー	調達量	調 達 先	先 調達量	シェア		備 考
				93年	96年	
トヨタ自動車	264	内 製	183.5	—	69.5	A, JZ, UZ, E, RZ用、他
		豊田自動織機製作所	64	—	24.2	4A, FZ, L, N, C, HZ用
		ダイハツ	11	—	4.2	15B, 3B, 1KZ用
		ヤマハ発動機	2.5	—	0.9	1JZ, 3S用
		トヨタアストラモーター	3	—	1.1	5K用



後者の例としては、数学の公式が挙げられます。例えば、円の面積の公式は、一般に「半径×半径×3.14」と表現されますが、他に表現のしようがありませんよね。



そういえば、新聞の死亡広告のような事実の伝達にすぎない雑報などは、著作物に該当しないとされていますな（10条2項）。これは思想や感情、創作性がないためですね。



そのとおりです。例えば、先ほどの「ふいーるどわーく多摩事件」でも、図4の地図については、既存の地図を基に、史跡やバスの停留所の名称を記入しただけであり、さほどの変更を加えたものではないから、創作性は認められないと判断しています。

4. 表現されていること



第3の要件は、「表現」されていることです。つまり、他人がそれを感じ取れる程度に、作品が具体的にになっていることが必要です。

図4 ふいーるどわーく多摩事件(2)



すると、作品が作者の頭のなかにとどまっている段階では著作物ではないということですね。



ただし、表現を何らかの媒体に記録しておくこと（固定）は、著作物の要件ではありません。

ですから、私が得意のピアノで華麗な(?)即興演奏を披露した場合、それを録音しているか否かを問わず、その楽曲は著作物になるわけです。

もっとも、映画の著作物は、フィルムなどの媒体に固定されていることが必要とされています（2条3項）。



先生、他人がその作品を感じ取れる状態になっていれば、表現されていることになりますよね。

例えば、私は日記をつけているのですが、他人に読ませるためにつけているわけではありません。このような日記も、著作物といえるのでしょうか？



知明さん、他人に日記を読まれたくないのであれば、暗号で日記をつけるのはいかがですか？

アッ！ そうすると、他人が読めなくなってしまうので、著作物とはいえないようになるのでしょうか？



表現とは、他人が実際にその作品を感じ取っていることまで、必要とするわけではありません。

よって、暗号で書いた日記のように、作者が他人に読ませるつもりのない作品や、そのままでは他人が理解できない作品も、著作物になります。



ところで先生、作品として完成されていないければ、著作物にはならないのでしょうか？



いいえ、表現されている時点で著作物に当たりますから、それ以上に作品として完成されているか否かは問題になりません。

ですから、本稿についていえば、誌面に掲載される決定稿はもちろん、私が最初に編集部へ送る初稿も、編集部からの厳しいご指摘(!)に基づいて修正している段階の修正稿も、いずれも著作物に該当するわけです。



それと同様に、表現されていることには変わりありませんから、作品の一部であっても、著作物に該当する可能性がありますな。

例えば、本稿でいえば、本稿全体が著作物であることはもちろん、私のアイコンとセリフだけを抜き出した場合も、著作物になり得るでしょう。



(そんな人いるのかしら……)でも先生、著作物になるのは、あくまでも表現であって、その元になっている思想や感情それ自体ではないという点に注意が必要ですよね。



そのとおりです。例えば、東京地方裁判所の平成20年1月31日の判決「パズル事件」は、正四角柱をナイフで3等分する方法を問うパズルについて、三角形の面積が「底辺×高さ÷2」で求められること、および正方形の中心点から4辺に対する垂線

の長さは同じになることに着想を得て、表面の正方形の4辺を3等分し、それらの各点と正方形の中心点を結んだ線によって切断するという図5のような解答は、数学的な解法（アイディア）であって、著作物として保護されないと判断しています。



それは、画風・作風・表現形式についても、同様ですね。

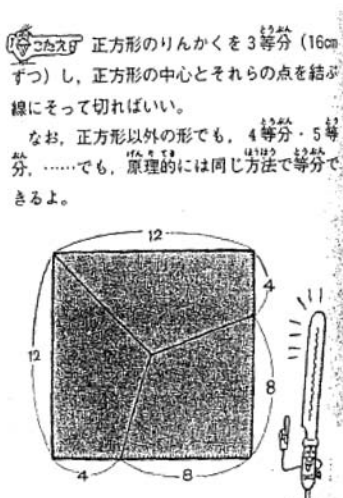
例えば、本稿は知的財産法を対話形式で解説するという表現形式をとっています。でも、他の先生が同じく知的財産法を対話形式で解説しても、それが本稿の著作権を侵害することにはならないというわけです。

5. 文芸などの範囲に属すること



最後の要件は、文芸、学術、美術、または音楽の範囲に属することです。広く「文化的な所産」であれば、この要件を満たします。

図5 パズル事件



ただし、東京地方裁判所の平成9年12月22日の判決「PC-VAN OLT名誉毀損事件」では、図6に抜粋したようなパソコン通信のオンライン会話サービスで交わされた会話文について、その内容は日常の会話と特段異なる点がなく、文芸、学術の範囲に属するものとは到底認められないため、著作物には当たらないと判断しています。



でも、著作物であるか否かを検討する際に、先ほどの4つの分野に属するか否かを厳密に検討する必要はありませんよね。

例えば、漫画は4つの分野のどれにも属しませんが、文化的な所産ではありますから、著作物に該当します。



そのとおりです。この要件の意義は、著作権法と特許法をはじめとする産業財産権法の役割分担を図る点にあると考えられます。



ナルホド。発明、考案、意匠、そして著作物は、いずれも人間が創造的な活動を行って生み出すもの、つまり「創作物」とであるという点では全て共通しています。

図6 PC-VAN OLT名誉毀損事件

[50:829:酔人テラ]
こんばんは
[50:842:ぼにいてーる]
ちゃお☆
[50:829:酔人テラ]
えっと、モズさんですよ？
[50:842:ぼにいてーる]
んでは質問を聞こう。
[50:842:ぼにいてーる]
場にそぐわなければ、答えない

しかしながら、発明などが用いられる実用品や工業製品は、「文化の発展」を目的とする著作権法による保護を図るのではなく、「産業の発達」を目的とする産業財産権法による保護を図るべきだということなんですな。

6. おわりに



さて、本稿では、2018年5月号から、主な知的財産法の保護対象について、説明してきました。

それぞれの知的財産法の保護対象が理解できると、各法律の役割や特徴がよく分かってくると思います。



おかげさまで今年の新入社員には、知財部長である私が直々に、知的財産法の保護対象について、しっかりと教えてあげられそうです。



でも、その前に法雄さんは仕事中にグラビアを読むのをやめないと、きっとAIに業績の査定を引き下げられてしまいますよ♥



そうですね。私も今日の日記に「仕事中にグラビアを読まないこと」とつけておきましょう……。

中川 淨宗 (Kiyomune Nakagawa)

中川特許事務所 所長／弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開業。知的財産の実務に携わりながら、専修大学および東海大学の講師も務める。モーツァルトと対立したサリエリの楽曲は、その死後ほぼ忘れられてしまった。大きいレコード店に行くと思わずCDを探してしまう。

〒231-0006 神奈川県横浜市中区南仲通3-35横浜エクセレントⅢ Tel.045-651-0236
URL: <http://www.ipagent.jp/>
E-mail: customer@ipagent.jp